

事業用償却資産の所有者は申告が必要です

毎年、賦課期日(1月1日)時点で事業用の償却資産を所有している個人・法人は、1月31日までに償却資産所在地の市町村長に申告をすることが、法律で義務づけられています。

無申告の場合や虚偽の申告をした場合は、過料や罰金刑などが科される場合があります。必ず申告を行ってください。

☎ 税務課 固定資産税係 ☎ 286 - 3380

申告書の提出

前回申告をした事業主には、申告書用紙を12月中旬に送付します。申告が必要で用紙がない人は、町ホームページでダウンロードするか問い合わせ先に連絡してください。

また、電子申告(eLTAX)で^{エルタックス}行うこともできます。利用方法は、地方税ポータルシステムのホームページで確認してください。

※法人税・所得税の確定申告とは異なります。間違いのないよう申告をお願いします。

提出期限 令和6年1月31日(水)

提出先 税務課 固定資産税係
(役場1階2番窓口)

提出方法 郵送、窓口、電子申告

償却資産とは

償却資産とは、事業の用に供されている構築物・機械・器具・備品などで、具体的には次のようなものです。

業種	対象となる主な償却資産(例)
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、看板、自動販売機、駐車場の舗装工事など
農業	田植機、堆肥舎、コンバイン(大型特殊自動車)、サイロ、脱穀機、耕運機、ぶどう棚など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
小売業	陳列棚/ケース(冷凍機や冷蔵機付きを含む)など
医業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど)
不動産貸付業	フェンス、自転車置き場、門・塀・緑化施設等の外構工事など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど

税額の計算方法

課税対象となる全ての償却資産の課税標準額を合計した額の1.4%。ただし、合計した額が150万円未満の場合は「免税」となり、償却資産に対して固定資産税の課税はありません。

土地利用方法の変更は固定資産税係に連絡を

固定資産税の課税地目は、登記簿上の地目にかかわらずなく、毎年、賦課期日(1月1日)の現況により認定されます。土地利用方法を変更した場合は、固定資産税係へご連絡ください。

また、地方税法に基づき随時、現地調査を行っています。調査の結果、現況が固定資産課税台帳の地目と異なる場合、職権で課税地目の変更をします。

熊本地震で自宅を解体した人へ

解体した場所に今後、自宅再建の予定がない場合は、令和6年1月31日(水)までに、固定資産税係へご相談ください。

相談・☎ 税務課 固定資産税係 ☎ 286 - 3380